



目 次

高知県公営企業局管理規程	ページ
◎吉野ダム操作規程の一部を改正する規程	1
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	1

公営企業局管理規程

吉野ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成26年3月18日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第1号

吉野ダム操作規程の一部を改正する規程

吉野ダム操作規程（昭和46年高知県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号キ中「97.00メートル」を「95.00メートル」に改め、同号ク中「500,000立方メートル」を「100万立方メートル」に改める。

第20条第2項中「放流すること」を「放流しなければならない」に改める。

別表第4中「堆砂^{たいさ}」を「堆砂」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第2号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成26年3月24日から施行する。

平成26年3月18日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

別表第2の5級の項中

- 「告訴専門官
- 特別捜査班長
- 通信指令官
- 性犯罪捜査指導官
- 組織窃盗対策官

- 鑑識指導官
- 交通機動隊の隊長補佐
- 分駐隊長
- 警衛・警護対策官
- 機動隊の隊長補佐

を

- 「通信指令官
- 性犯罪捜査指導官
- 組織窃盗対策官
- 特別捜査班長
- 機動捜査隊副隊長
- 告訴専門官
- 鑑識指導官
- 交通事故事件捜査統括官
- 交通機動隊隊長補佐
- 分駐隊長
- 警衛・警護対策官
- 機動隊隊長補佐

に改め、同表の6級の項中

- 「特別捜査班長
- 通信指令官
- 地域安全対策推進室長
- 少年事件指導官
- 検視官
- 機動捜査隊副隊長

を

- 「地域安全対策推進室長
- 通信指令官
- 少年事件指導官
- 検視官
- 特別捜査班長

に改め、「交通事故事件捜査統括官」を削り、同表の7級の項中

- 「公安委員会補佐室長
- 監察官
- 取調べ監督室長
- 機構改革推進室長
- 留置管理官
- 特任研究調査官
- 適正捜査指導官
- 警察総合相談室長

を

- 「監察官
- 留置管理官
- 特任研究調査官
- 広報官

- 取調べ監督室長
 - 公安委員会補佐室長
 - 機構改革推進室長
 - 企画調査官
 - 警察総合相談室長
 - 適正捜査指導官
- に改める。